現場代理人及び主任(監理)技術者選任時の添付書類について(お知らせ)

平成31年4月1日より,建設工事請負契約に基づき提出いただく書類について,下記の通り変更があります。

記

建設工事請負契約に基づく現場代理人及び主任(監理)技術者等選任(変更)通知書において, 現場代理人の<u>直接的な雇用関係(※)</u>及び,主任(監理)技術者の<u>直接的かつ恒常的な雇用</u> 関係(※)を確認するため、平成31年4月1日以降の契約案件より、添付書類の提出が必要となります。

添付書類

現場代理人及び主任(監理)技術者の健康保険被保険者証の写し

(原則社会保険証の写しを提出いただきますが、社会保険の適用除外事業所においては、 国民健康保険の被保険者証でも可とします。)

※直接的な雇用関係について

直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者の間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金・労働時間・雇用・権利関係)が存在することをいい、資格者証・健康保険被保険者証等で建設業者との雇用関係が確認出来ることが必要です。したがって、<u>在籍出向者・派遣</u>社員については直接的な雇用関係にあるとはいえません。

※恒常的な雇用関係について

国、地方公共団体及び公共法人等が発注する建設工事において、発注者から直接請け負う建設業者の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日(指名競争に付す場合であって入札の申込の伴わないものにあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日)以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要と定められています。

参考

平成28年12月19日付け国土建第349号「監理技術者制度運用マニュアル」

URL: http://www.mlit.go.jp/common/001156904.pdf (国土交通省)